

愛川町監査委員公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年7月11日

愛川町監査委員 小林 晴 男

愛川町監査委員 佐藤 り え

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

2 監査の実施期間

令和4年6月30日から7月7日まで

3 監査の対象及び方法

環境経済部環境課、農政課、商工観光課並びに農業委員会事務局、消防本部、危機管理室所管の令和3年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその進捗状況及び実績、負担金、補助金、交付金、使用料等、公金の取り扱い、公有財産の増減、行政財産の目的外使用の執行等（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）について抽出により監査し、併せて、現地調査を実施した。

4 監査の手続き

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和4年度監査等年間計画等による

5 監査の結果

環境経済部環境課、農政課、商工観光課並びに農業委員会事務局、消防本部、危機管理室

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

6 意見

(1) 戸別収集について（環境課）

町は、ごみ収集所にごみを出すことが困難な高齢者世帯などを対象に、在宅での生活支援と見守りを兼ねた「ふれあい戸別収集」を平成29年度からスタートさせ、その利用者数は、平成29年度は24件、令和元年度は46件、令和3年度では81件となり、利用者件数は増加しております。

また、戸別収集業務については、基本的に職員1名で行い、利用者数が多い地域では、通常の収集業務と合わせて2名で行うなど、工夫しながら行っているとのことです。

高齢化などに伴い、今後、更なる利用者の増加が見込まれる中で、職員に過度の負担がかかることなく、安全で効率的な収集業務が遂行できるよう、利用状況に応じた収集ルートや職員体制の見直し等について研究願

ます。

(2) 犬の登録と狂犬病予防接種について（環境課）

狂犬病予防法では、犬の所有者は、犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならないと規定しているほか、その犬に狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならないと規定しています。

町内の令和3年度末の犬の登録件数は、2,708件であり、その内の705件は未接種で、接種率は74パーセントとのことでありますが、この中には既に死亡しているにも関わらず、犬の所有者が町に届け出をしていない場合等もあるとのことです。

狂犬病予防注射の接種率を把握するためには、何より犬の登録状況の実態を把握することが必要不可欠となりますことから、犬の登録をしている所有者へ更なる死亡届提出の周知徹底などを行い、実態に即した犬の登録状況の把握に努められたい。

(3) 補助金の交付について（商工観光課）

町の補助金の交付に関する基本的な事項は、規則によって定められておりますが、補助対象事業における公益性や有効性を明確にするため、補助の交付目的や対象経費の範囲、補助率などの交付条件を交付要綱で、個別に定めることが適切であると考えます。

しかしながら、商工振興対策や勤労者福祉対策として補助金を各種団体に交付している中で、交付要綱が作成されていないものが見受けられたため、補助金を交付することの意義、目的を明確にし、客観性が担保できる交付要綱を整備するよう要望いたします。

(4) 民間企業の誘致について（農政課）

町では、農業の持続的発展の取り組みの一環として、民間企業の誘致を進めた結果、令和3年4月に、障がい者雇用に取り組む企業による「はーとふる農園愛川」が角田峰地区で開園し、現在、障がい者68名を含む83名が雇用されているほか、1.9ヘクタールの土地が農地として使用されているとのことでありました。

この民間企業の誘致では、企業や地権者との調整に、ご尽力されたことにより、地域農業の課題である担い手不足や遊休荒廃農地の解消に加え、雇用の創出にも繋がり、大きな成果があったものと考えております。引き続き、こうした取り組みに力を入れ、農地の有効利用に努めていただくよう要望いたします。

(5) 遊休荒廃農地調査事業について（農業委員会事務局）

農業委員会は、農地法に基づき毎年 1 回、現地調査により農地の利用状況を調査し、遊休農地と認められる所有者等へ、農地利用の意向を確認し、意向どおりの取り組みが行われていない所有者等には指導を行い、遊休荒廃農地の抑制に努めているとのことです。

この事業により得られた農地の利用状況等の情報は、より実効性の高い、効果的な「人・農地プラン」の見直しや、各種の農業振興推進事業への活用が考えられますので、農政課との連携を密にするとともに、県の農業公社が行う農地中間管理機構事業に繋げていくなど、積極的な取り組みを願います。

(6) 有事の際の物品購入等の対応について（消防本部）

町は、令和 3 年 7 月に発生した熱海市豪雨災害時に、神奈川県緊急消防援助隊として町消防部隊を派遣しており、派遣に伴い、食料やカセットコンロなどの物品を購入して現地へ向かい、不足分については更に現地で購入したとのことでした。

その際の予算措置は、旅費基準表に規定されている一人一泊二日の金額を根拠として、旅費の科目から資金前渡で一括支出しておき、後日、それぞれの支出科目へ振替えるというものでありました。

資金前渡は、債権金額が確定し、債権者が未確定である場合、又は債権金額及び債権者ともに未確定である場合に、支出の原則と支払いの原則の例外としてとられる支出の方法で、一定の予算科目から一定の経費を支出するという原則の例外までを認めたものではありません。

近年、大雨等による激甚災害が増加する傾向にあり、緊急消防援助隊として派遣される機会の増加が予測されます。

今後は、有事の際の支出に関し、迅速かつ適切な対応がとれるよう要綱を作成するなど検討願います。

(7) 防災士育成事業について（危機管理室）

町は、防災活動のリーダーとなる人材育成を図るため、平成 30 年度から、防災士の資格取得費用の補助を行っているほか、資格取得者等を対象に、防災士スキルアップ研修を実施し、防災士等の知識・技能の向上や、防災士間の意見交換、情報提供に努めているとのことでありました。

現在 41 名が、この補助制度を活用し防災士の資格を取得していますが、21 行政区のうち一部の地区では防災士がいないことから、今後も防

災士の育成に努めていただくほか、防災士が地域の自主防災組織の一翼を担っていただけるような仕組みづくりに加えて、災害救援ボランティアリーダーの育成なども検討願います。

(8) 自主防災活動資機材整備費補助金について（危機管理室）

町は、平成2年度に「自主防災活動資機材整備費補助金交付要綱」を策定し、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、自治会等が行う資機材等の整備に要する経費に対し、補助金を交付しております。

要綱では、補助対象とする資機材を応急対策用具、救出救護用具、情報伝達用具に区分し、それぞれの区分の資機材（発電機・チェーンソー・ハンドマイク等）ごとに補助基準額、耐用年数、補助率を定めているほか、補助対象とする数量は、行政区の世帯数の規模によって定めています。

また、要綱に記載されていない資機材等については、町長が認めるものにあつては、補助対象としているところであります。

この度の書類審査の中で、要綱に記載されていない蓄電池や食料品（リゾットや缶詰パン等）を補助対象としているものが見受けられました。

新たに補助対象とした資機材等は、要綱に規定するとともに各行政区へ周知し、各地域で災害時に必要となる資機材を整備することにより、災害による被害の防止及び軽減が図られるよう要望いたします。

(9) 公共施設の維持管理について（監査対象部局を含む町への意見）

町は、保有する公共施設を誰もが皆、安心して安全に利用することができるよう、また、施設の持つ機能を損なうことのないよう、各施設の設備機器類の点検や維持管理業務を委託し、その施設の点検結果、あるいは維持管理状況などについては報告書にまとめさせております。

この報告書は、委託業務完成の証拠書類に留まらず、その施設の修繕計画や長期的な展望に立った維持管理計画を策定する際には、有効な資料として活用できるものと考えており、実際にこの報告書により不具合が報告された場合、必要な対策を講じている実情もあり、報告書が活用されていることが確認できました。

今後も施設に不具合が生じた場合には、小さな不具合であっても見過ごすことなく、大事に至る前の適切な対応を心がけられ、施設管理不行き届きが原因となる事故が発生することのないよう、更なる良好な施設の維持管理に努めていただくよう要望いたします。

(10) 業務遂行におけるチェック体制について

(監査対象部局を含む町への意見)

ご承知のとおり、自治体職員による給付誤りや個人情報流失等を新聞報道などで目にすることが多くなっています。

こうした事務手続き誤りは、人事異動により事務引継ぎが適切に行われなかったことや、チェック体制の強化が図られていなかったなどの原因によるものと考えられるところであります。

町では、こうした誤りを生じさせないよう、職員に対し文書による注意喚起や研修会を開催するなどし、その対策に努めておりますが人為的ミスは、どの自治体においても起こり得ることです。

従来からの方法を見直すとともに誤りが発生した場合には、全庁的な情報共有を図り再発防止に努めるなど、適切な事務執行に努められたい。